Birdman

2026 年 11 月 13 日

各　位

会　社　名　株式会社 Birdman
代 表 者 名　代表取締役社長　吉川　元宏
（コード番号:7063　東証グロース）
問 合 せ 先　取　　締　　役　國松　晃
（TEL　03－6865－1322）

臨時株主総会招集のための基準日設定の取消し及び新たな基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年9月７日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて公表いたしました臨時株主総会招集のための基準日設定を取り消すとともに、改めて臨時株主総会（以下、本臨時株主総会）の招集のための基準日を設定することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．基準日設定の取消しについて

当社は、2026 年9月７日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2026 年9月 30 日（水曜日）を基準日と定め、2026 年 11 月下旬に臨時株主総会を開催する予定としておりました。しかしながら、同臨時株主総会に付議する議案に係る準備の状況を踏まえ、上記基準日から3か月以内に同臨時株主総会を開催しないこととしたため、上記基準日の設定を取り消すこととといたしました。

2．本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定させるため、2026 年 12 月５日（土曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

（1）基 準 日　2026年12月５日（土曜日）
（2）公 告 日　2026年11月20日（金曜日）
（3）公告方法　電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）
https://birdman.tokyo/ir/notice/

3．本臨時株主総会の開催予定日

2027 年1月下旬

4．本臨時株主総会の付議議案等について

本臨時株主総会においての付議予定の議案内容、開催日時及び開催場所等の詳細につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

以上